

2016年（平成28年）3月30日

大阪刑務所長 殿

大阪弁護士会
会長 松葉知幸

勸告書

申立人A氏（以下「申立人」という。）より、本会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立てがありました。

本会人権擁護委員会において慎重に審査した結果、人権侵害の事実があると認めましたので、以下のとおり勸告いたします。

第1 勸告の趣旨

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）第76条第1項に基づく隔離処分の中に閉居罰（法第151条第1項第6号）、調査上の隔離（法第154条第4項）が行われ、隔離処分が形式上3か月の期間制限を超えない場合であっても、同一の単独室での収容が継続され、実質的に隔離処分が継続されていると同様の状態にある場合には、最初の隔離処分から3か月経過後1か月ごとに処遇審査会の意見を聴き、3か月に1回以上定期的に医師の意見を聴くよう勸告する。

第2 勸告の理由

1 認定した事実

申立人は、次のとおりの処分等を受け、この間、第4居室棟1階157室において収容されていた。

平成23年5月13日から同月末日まで	隔離処分19日 (法第76条第1項)
同年6月1日から同月末日まで	閉居罰30日 (法第151条第1項第6号)
同年7月1日から同月26日まで	隔離処分26日 (法第76条第1項)
同年7月27日から8月10日まで	閉居罰15日 (法第151条第1項第6号)
同年8月11日から8月29日まで	調査上の隔離19日 (法第154条第4項)
同年8月30日から10月18日まで	閉居罰50日

(法第151条第1項第6号)

同年10月19日から

平成24年1月17日まで 隔離処分91日

(法第76条第1項)

この間、隔離期間の更新のための処遇審査会や医師の意見聴取は、行われなかった。

申立人は、平成23年9月ころから、頭の中に解析機を埋め込まれ、考えていることが職員によって録音されていると思うようになり、同年10月ころ、「居室内に自己が考えていることを解読する機械が設置してある」などと申し出たため、同年11月4日、精神科医師による診察が実施され、心因反応との所見が示され、さらに、同年12月2日の診察では妄想症との所見が示された。

2 本会の判断

法第76条第1項第1号は、「他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき」には、「その者を他の被収容者から隔離することができる。」と規定している。刑事施設内に拘禁され、外部交通も一定の制限を受ける受刑者にとって、余暇時間帯において他の受刑者等と会話をしたり、共に運動したりすることによって、孤独感や疎外感等が緩和される面があり、集団的な処遇を受け、他の被収容者と接触することは、受刑者が享受することのできる利益としての性質がある。本条項は、隔離が受刑者の心身に与える影響も大きいことから、受刑者の利益を制約することとなる隔離について一定の要件を明確に規定したものである（林眞琴他『逐条解説刑事収容施設法改訂版』330頁及び332頁(有斐閣、2013年)）。

また、同条第2項は、「前項の規定による隔離の期間は三月とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、刑事施設の長は、一月ごとにこれを更新することができる。」と規定し、同条第3項は、「第一項の規定により受刑者を隔離している場合には、刑事施設の長は、三月に一度以上定期的に、その受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。」と規定している。

同条が医師の関与を保障している趣旨は、昼夜にわたり居室内で処遇がなされる生活は人間の生活形態として極めて特異なものであり、これによって、受刑者の心身に悪影響を及ぼすおそれがあることから、定期的な健康状態を確認することとしたものである（同前336頁）。

なお、刑事施設の長は、受刑者を隔離し、又はその隔離の期間を更新する場合には、処遇審査会の意見を聴くものとされている（受刑者の処遇調査に関する訓令（平成18年矯成訓第3305号））のも、隔離処分の更新の判断につき、日常の処遇を通じて受刑者の状況を把握している職員の意見を参考

にすることによって、施設の長に慎重な判断を行わせる趣旨によるものである（同前332頁）。

本件においては、前述の認定事実記載のとおり、申立人が受けた当該隔離処分の期間は、形式的には3か月を超えていないため、隔離期間更新のための処遇審査会や医師の意見聴取は行われていない。

しかしながら、申立人は、平成23年5月13日に最初の隔離処分を受けてから、平成24年1月17日までの間、同一の居室（第4居室棟1階157室）において単独収容されていた。そして、当該居室には、監視カメラが設置され、窓に簾がかけられていた。しかも、平成23年6月1日からは、居室の扉の外側（廊下側）に天井からカーテンが設置され、廊下を通る人の顔さえ見ることができない状態に置かれていた。

かかる処遇の実態からみると、形式的には閉居罰（法第151条第1項第6号）、調査上の隔離（法第154条第1項）、隔離処分（法第76条第1項）として収容されていることから、法第76条第2項に定める3か月の隔離期間の制限を超えていないとしても、隔離処分と同一の生活状況が3か月を超えて継続していることは明らかである。

しかし、この間、法第76条第2項の趣旨に基づいた医師の意見聴取や受刑者の処遇調査に関する訓令（平成18年矯成訓第3305号）の趣旨に基づいて処遇審査会の意見を聴くこともなされていない。

申立人は、「平成23年9月頃、頭の中に解析機を埋め込まれ、頭の中で考えていることが職員に録音されていると気づいた。」等と発言するに至っているが、申立人が刑務所に入所してから精神科の診察を受けたのは平成23年11月が初めてであり、刑務所の精神科医師も「心因反応」「妄想症」との診断をしていることからすると、長期にわたる隔離の継続が申立人の心身に悪影響を及ぼしている可能性は否定できない。

これらの事情を踏まえると、形式的には隔離処分としては3か月を超えていない場合であっても、隔離処分と同一の生活状況が継続している場合には、受刑者に及ぼす閉塞感、被抑圧感、隔絶感、疎外感等の悪影響に何ら差異がなく、その心身に及ぼす影響は軽視できないものといえる。

第3 結論

したがって、本会は、申立人に対する人権侵害行為があるものと認め、上記勧告の趣旨記載のとおり勧告する。

以上